

女性の活躍に関する情報の公表

○管理職に占める女性労働者の割合（令和5年4月1日時点）

職階	人数	女性	割合
課長級以上	69	3	4.3%

○男女別の育児休業取得率（令和4年度）

	男性	女性
令和4年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員	13	3
実際に育児休業を取得した職員	8	3
育児休業取得率	61.5%	100%

○男女の賃金の差異について（令和4年度）

	公表する割合
全労働者	70.1%
正規雇用労働者	81.0%
非正規雇用労働者	87.4%

対象期間：	令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）
賃金：	基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。
正規雇用労働者：	任期の定めのない職員 ※当機構への出向者を含み、他機関への出向者を除く。
非正規雇用労働者：	任期の定めのない職員以外の職員（任期付き一般職員、再雇用職員、期間業務職員、パートタイム職員） ※パートタイム職員は、フルタイム労働者の所定勤務時間（1日7時間45分、週38時間45分）をもとに人員数の換算を行っている。 ※不定期勤務の研修指導員等を除く。 ※派遣社員を除く。
差異についての補足説明：	<p><正規雇用労働者> 管理職に占める女性労働者の割合が4.3%と低いことが要因となっている。最も差異が生じている役職は所長・部長級で、男女の賃金の差異は84.0%である。</p> <p><非正規雇用労働者> 任期付き一般職員または再雇用職員として、上位職に男性が多いことが差異の要因として考えられる。</p> <p>・なお、基本給または本給支給額を1時間当たりの額に換算すると、正規雇用労働者における男女の賃金の差異は85.3%、非正規雇用労働者においては89.1%となる。 このことは、正規雇用労働者においては、扶養手当および単身赴任手当の受給者人数が、男性の方が多いことが、賃金差異の要因の一つとして考えられる。</p>